

# 鳥取縣公報

千 六 十 六 號

昭和十四年九月二十二日

金 曜 日

本報ノ大キサ國定規格A5判

## 告 示

◇鳥取縣告示第五百九十二號  
木炭増産施設補助規程左ノ通定ム

昭和十四年九月二十二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

### 木炭増産施設補助規程

第一條 木炭ノ増産ヲ確保スル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ左ニ掲クル施設ヲ爲シ又ハ生産基準數量以上ノ増産ヲ圖リタル木炭増産組合(製炭實行組合ヲ含ム)同聯合會又ハ市町村産業組合ニ交付ス

一 集合式又ハ連通式炭窯及ガソリン代用木炭窯ノ構築

(材料費、構築人夫、小屋掛人夫及其ノ材料外ニガソリン代用木炭窯ニアリテハ給水装置材料)

二 前號炭窯ニ附設スル簡易運搬施設(作業道、一輪車、リヤカー、雪橇、馬車制動機、カシキ代用具足類)

- 三 雪中集炭施設(板修繕、炭材樹積、炭材搬入設備、炭窯防雪設備等)
- 四 市町村又ハ二市町村以上ヲ區域トスル木炭生産圖體ノ市町村別木炭生産基準數量以上ノ増産
  - 一 前條第一號乃至第三號ノ施設ニ對シテハ其ノ經費ノ四分ノ一以內
  - 二 前條第四號ノ増産ニ對シテハ木炭一貫當リ一錢以內
- 第四條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ前年度三月十五日迄ニ申請書(様式第一號若ハ第二號)ヲ知事ニ提出スヘシ
- 第五條 第二條第一號乃至第三號ノ施設ニ對シ補助ノ指令ヲ受ケタル者ハ當該年度十二月末日迄ニ事業ヲ充了シ完了届(様式第三號)ヲ知事ニ提出スヘシ
- 第二條第四號ノ補助金ニ對シテハ自四月至十一月八ヶ月ヲ前期トシ自十二月至翌年三月四ヶ月ヲ後期トシ補助金請求書(様式第四號)ニ擔當林産物検査員ノ増産證明書ヲ添付シ前期ヲ十二月五日後期ヲ四月五日迄ニ提出スヘシ
- 第六條 補助ノ申請ヲナシタル者其ノ事業ヲ中止セムトスル場合ハ直ニ其ノ旨届出スヘシ
- 補助ノ指令ヲ受ケタル者期限内ニ事業完了ノ見込ナキトキ亦同シ
- 補助金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ
- 第七條 申請書又ハ關係書類ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ其ノ他不正ノ行爲アリタルトキ
  - 一 申請書又ハ關係書類ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ其ノ他不正ノ行爲アリタルトキ
  - 二 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

- 三 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 四 本規程ニ違反シタルトキ
- 第八條 本規程ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ施行地市町村長ヲ經由スヘシ
- 附 則
- 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第四條中三月十五日トアルハ昭和十四年度ニ限リ昭和十四年九月三十日迄トス

様式第一號

木炭増産施設補助金交付申請書

- 一 事業産箇所 町 大字 字
- 二 事業ノ種類 規程第二條第一號(第二號) (第三號)
- 三 設備ノ種類 連通式 基(集合式) 基(ガソリン代用木炭窯) (簡易作業道) 米 (リヤカー) (棧積設備) (坪)
- 四 經費 金 圓 (炭窯) 基 (リヤカー) 臺 (圓) 圓 (作業道) 米 (圓) (棧積設備) 坪 (圓) (圓)
- 五 設置又ハ購入ノ期間 年 月 日迄
- 六 木炭生産見込數量

右實行致度候條補助金御交付相成度組合員實行明細書添付木炭  
増産施設補助規程第四條ニ依リ此段及申請候也

年 月 日

郡 市 町 村

氏 名

知 事 宛

組合員實行明細書

第二條第 號	種 別	數 量	住 所	氏 名
	(ガソリン代用) 木炭 窯			

様式第二號

昭和十四年度木炭増産補助金交付申請書

一 金 圓 錢 也

但シ生産基準數量 貫ヲ超ユル増産數量 貫ニ對スル補助金

右ノ通増産致度候條補助金御交付相成度木炭増産施設補助規程  
第四條ニ依リ此段及申請候也

年 月 日

郡 市 町 村

氏 名

知 事 宛

様式第三號

木炭増産施設事業完了届

一 指令年月日、番號 年 月 日 鳥取縣受林第 號

二 事業ノ種別 規程第二條第一號(第二號)(第三號)



鳥取縣告示第五百九十三號  
氣高郡大鄉村福井第四耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十四年九月二十二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

鳥取縣告示第五百九十四號  
氣高郡鹿野町水谷川第二耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セリ

昭和十四年九月二十二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

氣高郡鹿野町大字鹿野

組合長 安富寛兵衛

同 郡同 町大字同

組合副長 稻垣藤重郎

鳥取縣告示第五百九十五號  
東伯郡東鄉村耕地整理組合地區並設計書變更ノ件認可セリ

昭和十四年九月二十二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

鳥取縣告示第五百九十六號

昭和十四年五月九日鳥取縣告示第三百十三號販賣業者ノ指定ハ之ヲ取消ス

昭和十四年九月二十二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

鳥取縣告示第五百九十七號  
昭和十四年九月二十二日左記ノ者ニ對シ動力糶業免許證再下付セリ依テ同日以後舊番號ニ依ル免許證ハ無効トス

昭和十四年九月二十二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

新免許證番號	舊免許證番號	住	所	氏名
--------	--------	---	---	----

一、二一八	一、一五五	西伯郡宇田川村 大字富繁五十四番地	小原時敬	
-------	-------	----------------------	------	--

鳥取縣告示第五百九十八號

昭和十四年九月七日管下左記町村ニ其ノ農地委員會ヲ設置シタリ

昭和十四年九月二十二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

八頭郡社村

同 國中村

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	東	氣	同
										伯	高	
										郡	郡	
										青	賀	
										谷	茂	
										町	村	
										東		
										郡		
										松		
										崎		
										組		
										合		
										村		
										南		
										谷		
										村		
										下		
										中		
										山		
										村		
										下		
										鄉		
										村		
										三		
										朝		
										村		
										橋		
										津		
										村		
										日		
										下		
										村		
										社		
										村		
										大		
										篠		
										津		
										村		
										渡		
										村		
										山		
										上		
										村		
										日		
										野		
										郡		

鳥取縣告示第五百九十九號

取縣臨時負債處理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任セリ

昭和十四年九月二十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

中 私 都 村 河 村 義 近 田 中 豊 藏

鳥取縣告示第六百號

鳥取縣臨時負債處理委員會委員中左記ノ者死亡セリ

昭和十四年九月二十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

中 私 都 村 衣 笠 達

鳥取縣告示第六百一號

鳥取縣立鳥取工業學校ヲ鳥取縣鳥取市ニ設置シ生徒定員ヲ電氣科二百名金屬工業科百二十名ト定メ昭和十四年九月二十一日ヨリ開校ス

昭和十四年九月二十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

彙報

一 取 扱 者 石川縣石川郡野々市町長  
 二 本籍、住所、職業、氏名、年齢等  
 不詳ナルモ推定年齢七十歳位ノ男子

一 男女ノ別 女  
 一 人相特徴 神經病者ト認ム 特徴ナシ  
 一 遺留品 無シ  
 一 死亡區分 縊死  
 一 発見ノ日時及場所

三 人 相  
 身長五尺一寸位ナルモ骸骨ニシテ僅カニ頭部、頸部、踵部ニ一部ノ皮膚ヲ殘シ他ハ腐爛ス、頭髪ノ殘部ハ薄疎ニシテ殆ンド白髮ニ近ク頬ヨリ顎ニ亘リ特ニ鬚濃キヲ認ム、齒ハ左右兩犬齒並ニ右臼齒各一本ヲ除ク他脱落ス胃腸部ニ實ル箇所ニ西瓜ノ種子多數存ス

昭和十四年八月二十九日午前六時  
 本村二日市鐵橋踏切  
 其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項  
 木綿縫縮單依 一部分  
 人綿茶色前掛 一部分  
 日 傘 一部分

四 着 衣  
 裸体ニシテ附近ニ褌ニ似タル布片アリ

右心當ノ向ハ直接當該町長宛照會相成度  
 行 旅 死 亡 人

五 遺留物件  
 無名ノタオル一本ノ他隠ムベキモノナシ

一 取 扱 者 宮城縣刈田郡白石町長  
 二 本籍、現住所 不詳  
 三 族籍職業氏名 不詳

六 発見ノ日時及場所  
 昭和十四年九月五日午前十一時頃石川縣石川郡野々市町地内通稱背骨博田變田ニテ發見

四 男女別、年齢 女推定十八才  
 身長五尺頭髪多一尺位ニ切斷顔丸眉細色  
 白腎臟炎ノ爲顔面下腹部兩足  
 瓦斯セル赤及紫系統色ノ大柄綿單衣人絹  
 白無地兵古帶タスキ襟袖下駄一足汽車三  
 等乘車券(上野驛發行茨城縣湊鐵道平磯行)  
 其ノ他所持品ナシ

七 死因及死後經過時間  
 死因不明ナルモ推察ニ依レバ諸所浮浪中急性腸カタル等ニ因リ斃レタルモノト認メラレ死後一ヶ月以上ヲ經過ス

七 經 過  
 八月三十一日午後八時四十五分上野驛發  
 青森行列車白石驛ニ停車セシ際病ノ爲  
 苦悶中ノ右病者ヲ全車乗車乘込ノ車掌發  
 見シテ下車セシメタルモノ

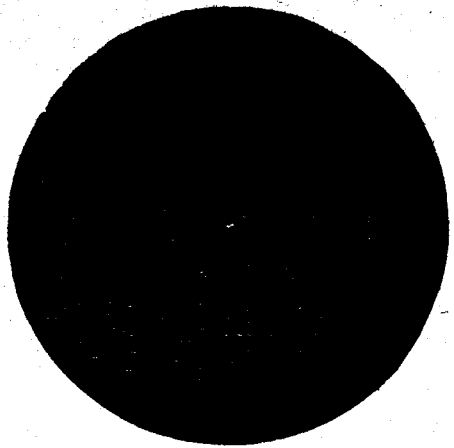
八 屍体ハ檢視ノ上同日午後七時半頃同町共同墓地ニ假埋葬ス  
 右心當ノ向ハ直接當該町長宛照會相成度

右心當ノ向ハ直接當該町長宛照會相成度

一 取 扱 者 岡山縣赤磐郡萬富村長  
 本籍、住所、身分、職業、氏名、年齢不詳

右心當ノ向ハ直接當該町長宛照會相成度

# 事 變 特 報



舉國一致  
 盡忠報國  
 堅忍持久

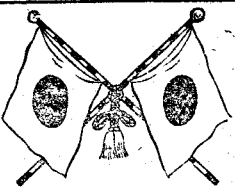
彙 報

第 二 十 二 號

### 目 次

戦費と國民の覺悟	(時局課) 一五頁
國民健康保險法解説(二)	(社會課) 一八頁
工業を興せ	(商工水産課) 二二頁
旱害地灌漑應急措置補助規程について	(耕地課) 二五頁
歸還將兵の歡迎について	(社寺兵事課) 二七頁
農機具の生産配給統制と製造業者の組合加入	(農産課) 三〇頁
大日本體操	(社會教育課) 三一頁
日曜日に際會した興亞奉公日について	(時局課) 三三頁
白米食は何故いけないか <small>(白米食問題の二)</small>	(衛生課) 三四頁
本縣に於ける物と商店の臨時國勢調査書類の進達は全國で第十位	(統計課) 三七頁
「つはもの」の眞情	(社寺兵事課) 三八頁
三極密植促成栽培の必要	(規畫課) 四一頁
ガラス屑とガラス壘	(時局課) 四二頁
政府への金賣却者 (承前)	(時局課) 四四頁

價物よへ抑・制統なす紊



### 戦費と

### 國民の覺悟

#### ◆戦費百二十億圓

今度の事變で戦争開始後約二ヶ年内外の間に  
出しました戦費は凡そ百二十億圓であります。  
一口に百二十億圓と申しますが、この金を解り  
易く計算して見ると日清戦争の時の六十倍、日  
露戦争の六倍であつて勿論當時とは各種の事情  
が違ひますが、これを十圓札で横に並べると地  
球の赤道圓周の四倍餘りとなり、縦に十圓札を  
並べて見ると千島から台湾の端までの距離の十  
九倍半、重さは十五噸積の貨車で六十六臺いる  
と云ふ具合であります。これが今日までに出し  
た戦費で、これから年々積み重ねて行かねばな  
らぬのですから容易ならぬ費用であることは大

体想像、難くないのであります。

#### ◆日清日露役と戦費

先づ日清戦争で本當に戦争に使つた金は、普  
通二億圓といふですが正味一億六千萬圓、その  
半分は公債でやつたのであります。當時日本は  
財政は小さかつたが案外豊であつて政府は相當  
剩餘金を持つてゐた。それだから戦争が始まつ  
ても案外苦しまずに日清戦争はやれたのです。  
そして明治二十七八年と云つても實際は一年た  
らずで叩きつけてしまつて、支那から取つた金  
が三億七千萬圓、この他に臺灣を得たのであり  
ます。

かうして日清戦争は簡単に片付いたが日露戦  
争では償金は取れませんでした。大体二十億圓  
——實際の直接戦費は十六億圓の金を使つて  
——ロシアからは金を取ることは出来なかつた  
が、この費用の半分は外國から借金した。即ち  
イギリスやアメリカから八億三千万圓の外債を  
募集して戦争をしたのであります。



戦争の結果償金は取れなかつたが、樺太の南半分を取り、又南滿洲鐵道をとつて滿洲に足掛りを得たのであります。

### ◆今次の聖戰

今度の戦争では政府は初めに、國は取らない金も取らない、支那人の目を覺まして共存共榮の實を擧げて東洋永遠の平和の爲に戦争するとの聲明してゐるのであります。土地も取らない金も取らないで一体なんの爲に戦争をするのか、分つたやうで分らぬ人も案外多いかも知れませんが。既に數萬の死傷者を出し、なんの爲に大きな犠牲を拂ふのかと云ふ氣持がないでもない。

この問題は重ねて云ふまでもないと思ふのですけれども、大体アジヤの民衆は九億で世界の過半を占めてゐます。ヨーロッパ人は世界の四分の一、アジヤ人の半分しかない。この九億の民衆が今日までヨーロッパ人の爲に自由にされて來てゐる。日本も維新のやり方が悪かつたらどうなるかわからぬ立場にあつたのです。

世界は獨立國は全部で六十四、そのうちでアジヤには我が帝國以外に獨立國はまづ無いといつてよい。支那はあの通りであり、滿洲は獨立國には違ひないがまだあの通りの次第、シヤムもイギリスの力に非常に抑へられてゐる。九億のアジヤの大民衆の内日本を除くと本當の獨立國は一つもないといつてよい位であります。そこでどうしても日本は東亞の指導者として、東亞の再建設の爲に立ち上らなければアジヤ全体、遂には日本までも白人種の爲に抑へつけられてしまはねばならない事になつて來るのであります。

### ◆大陸國策

長くも 陛下が國民に下し賜ふたお言葉によりまして、今度の戦争は共存共榮の實を擧げて東洋の平和を保つために、茲に日本が立ち上つて戦争しなければならぬやうになつたのであります。それならば政府が聲明するやうに土地も取らねば金もとらないで、そしてこの大戦

争をやつて行くといふことは馬鹿らしいではないかといふことです。しかし土地は取らなくとも金は取らなくても日本の大陸國策と云ふことを考へるとき、是非萬難に打ちかつてやりとげねばならないのであります。

日本は多年大陸國策に對して、遠くは神功皇后の昔や、秀吉の朝鮮征伐といふやうに、久しくその志を抱いて居たのであります。日清戦争、日露戦争で漸く滿洲に足場を得たが、まだ大陸國策を打ち立てることは出来なかつたのです。今度こそ本當に大和民族の大陸國策を遂行しなければ、どうしても國內に蟄居することは出来ないことになつて來たのであります。ここで支那の迷夢を覺まして日本の大陸國策をしつかり確立して實現しなければならぬ。土地も取らない金も取らないが、日本の力で、日本の知識で、日本の技術で、支那の資源を開發すると同時に日本自らも資源を大陸に求め、新らしい東亞の中心勢力としてその平和を確立するといふ大きな仕事を完成することになつたのであ

ります。今迄のやうに中途半端で仕事を止めるといふことであつてはなりません。今度こそはこの永遠の大計をどうしても完成しなければならぬ時代に立ち到つて居るのであります。

### ◆子孫の爲に

吾々現代の日本人は、實にこの重大な意義を有する大事業を敢行しなければならぬ歴史的な時期に生れ合せてゐるのであります。吾々がよくこの大事業を成し遂げるか失敗するかは、實に吾々の子孫を隆昌な日本國民たらしめるか、或は又これまでの印度や支那の國民のやうに白人種の蹂躪に委せねばならぬやうな立場に置くかの分れ目になるのであります。決して領地を取つたり償金を取つたりするやうな目先の問題ではないのであります。

吾々の祖先は我が日本の國をこのアジヤの強國として吾々に傳へてくれました。吾々は是非現下の難關を切りぬけて吾々の子孫に、しつかりした「光榮ある東亞の盟主日本」を傳へねば

なりません。

これが爲には吾々は、是が非でも如何なる巨額でもこれを負担して、この戦が何時までつづかうと、新東亞建設の業が何年否何十年續かうと、がんばりとほさなければならぬのであります。

## 國民健康

### 保險法解説 (二)



#### (三) 國保制度とは如何なるものか

國民健康保險制度は一言にして云へば國民一般、殊に農山漁村民及中小商工業者等の少額所

得者を対象として、之等の人々の經濟生活に於て最も脅威を感じつつある醫療費負擔の問題を社會保險的方法に依つて解決し、罹病者に對しては常に經濟的心配なく必要な醫療を受けしめ以て健康を保持増進せしめんとするものであります。現下の最も重要な國策の一つである國民生活の安定と、國民健康の保持増進とを一舉に達成せんとするものであります。従つて本制度の普及發達の如何は直ちに國力の消長に影響する所甚大なるものがあり、本法は實に稀に見る重要な社會立法なのであります。

抑々醫療費は不時の失費であり、又一時に多額の費用を要する點から考へて、平素から十分の用意をすることは個人々々の力を以てしては仲々困難なことであります。所が多數の人について考へて見ると皆が皆一時に病氣をするわけではありません。そこで多數の人が協力して各人が平素から一定の掛金を出し合ひ、病氣の場合の用意をして置けば順次各人の不時の失費を救ふことが出来るわけであります。

生命の危險に對しては生命保險があり、火災の危險に對しては火災保險があるやうに、病氣に對しても一つの保險組織を講じやうと云ふのが國民健康保險の制度であります。

病氣の保險としては現在工場や鑛山に働いて居る勞働者の爲に「健康保健制度」があります。醫療の方法等について幾分不平や非難もあるやうであります。昭和二年以來工場や鑛山勞働者の健康の保持増進に、生活の安定に、或は産業能率の増進に少なからざる好結果を齎らして居る現状であります。此の時局下にゆるぎない産業戦線の礎地を培つておるのに健康保險制度のあることは忘れてはならぬところであります。

この様な、病氣に對する保險の仕組を農山漁村民や中小商工業者にも向くやうに改造して、以て一般國民の生活安定や保健の向上に一新生面を開かうとするのがこの「國民健康保險制度」であります。

國民健康保險制度の骨子とする所は隣保相扶

郷土團結の精神を基調として、自治的團體であるところの「國民健康保險組合」を設立し、この組合は平素から一定の保險料を組合員から徴收して、その保險料と國家から補助せられる國庫補助金其他町村費の補助金等を以て、組合員及び其の世帯に屬する者、即ち被保險者が疾病にかつたり又は負傷したりした時は療養の給付即ち醫者につけて、分娩の際には助産の給付即ち産婆につけて、死亡の際には葬祭の給付即ち葬祭の世話をするることになるのであります。

#### (四) 國民健康保險組合

國民健康保險は「共同の力」と「平素の用意」と云ふことが根本の考へ方であり、而も相扶共濟の精神に則つて強き者・富める者が弱き者・貧き者を助け合ふと云ふ所謂社會保險であります。従つて此の事業を行ふには精神的に結合された力強い共同体が必要であります。この力強い共同体としてこの保險では「國民健康保

險組合」を造つて保険事業の經營に當ることに  
なるのであります。

(1) 組合の種類(法九條、一〇條、五四條)

この組合に普通組合・特別組合・代行組合の三  
種類があります。

普通組合は市町村の區域に依り、其の地區内  
の世帯主を組合員とするものであつて、こ  
れは農村向のものであつて地域の團結を基  
礎としてゐます。

特別組合は同一事業、同種の業務に従事する  
者を組合員とするものであつて都會向のも  
ので、職業的團結を基礎とするものであり  
ます。

代行組合は産業組合、漁業組合で國保組合の  
事業を代行するものであつて、これは例外  
的なもので別に條件があります。

普通組合に於て何故に組合の區域は町村の區  
域に依つたか云ひますと、我が國の農村等に  
於いては一町村内に於て所謂隣保相扶の觀念が  
強く、精神的に結合された力強い共同体を成し

て居るので、此の團結を基礎として本事業を經  
營することが本事業の成績を擧げ、且つ其の究  
極の目的を遂げる上から見て最も適當であるか  
らであります。

然るに都會地に於ては隣保相扶の觀念が少く  
團體の精神が稀薄であつて大都市などでは隣に  
誰が住んでゐるかさへ知らない位であります  
そこで都會地では地域の團結に依らないで、職  
業的團結を基礎として特別組合を組織せしめる  
仕組となつてゐるのであります。

以上のやうに本制度では新に法人である國民  
健康保險組合を設立し、この組合が健康保險事  
業を行ふのでありますが、例外として醫療利用  
組合や漁業組合が其の組合員の爲に現に醫療に  
關する施設を行つて相當の成績を擧げて居るも  
のには、その事業を代行せしめ得ることとなつ  
て居ます。

(2) 組合の性質(法九條)

國保組合は法九條により法人格を與へられて  
居ます。しかも國保組合は國民生活の安定と國

民健康の保持増進を期する健康保險事業を行ふ  
ことを目的とする團體でありますから、重要な  
る國家事務を行ふ公法人であります。従つて組  
合には保險料の強制徵收權が與へられ(法八條)

組合員の強制加入權(法二三條)組合規約違反者  
に對する過怠金徵收權(法一五條)等が與へられ  
て居ります。

(3) 組合の設立(法一一條、施一、二條)

組合を設立するには七人以上の發起人(町村  
長は必ず加はり、外に村會議員、産業團體の長  
村有志)が規約を作り、組合員たらんとする者  
の同意(村民の七割以上の同意)を得て地方長官  
の認可を受ければその認可の時から組合が成立  
します。

(4) 組合員及び被保險者

組合員は組合を構成し、組合に對して保險料  
の支拂義務を負ふものであります。普通組合に  
於てはその地區内の「世帯主」であります。

被保險者は傷病の場合に組合から所定の給付  
を受け得るものであつて、組合員及其の世帯に

屬するものであります。世帯に屬する者とは家  
族は勿論のこと同居者雇人等一切を含むのであ  
ります。

被保險者たり得ないもの(法一四條)は

- 1 健康保險の被保險者
- 2 他の國民保險の被保險者
- 3 組合規約に依り除かれたる者(警察共  
濟組合の組合員、その地に轉住してよ  
り一ヶ月に滿たざる者等)

であります。

5 國庫補助金

國庫補助金には次の三種類があります。

- 1 一般補助 此の補助は組合認可後一月位  
で交付せられ認可後の月數に應じて被  
保險者數に依り交付されます。

その額は被保險者一人當年額初年度及  
二年度は八十錢、三年度四年度五十五  
錢、五年度以降は引續き四十錢であり  
ます。

- 2 特別補助 此の補助は組合員の資力が乏

3  
 しくて事業經營の基礎が鞏固でないものに補助せられその額は被保険者一人當中六十錢以内であります。  
 臨時補助 此の補助は災害、傳染病、地方病、等の爲被保険者に對する保險給付費の増嵩を來した組合及び年度の中途に被保険者數が著しく増加した場合に補助せられます。(未完)

x  
 x  
 x

### 工業を興せ



鳥取縣が貧乏縣だと言ふことは中央政府を初めとして全國一般の通り言葉となつてゐる。  
 實際どの方面から見ても本縣の財政は貧乏だ。然らばどうしたらいいか」この問に對して起

死回生的な妙案を答へる人は恐らくあるまい。縣を初めとして凡ゆる人凡ゆる機關が智囊を絞つて幾十年其の對策に努力し、其の施設も各方面に實施しては居るが、鳥取縣は依然として公私經濟とも貧弱である。素よりかうした状態の因つて來る所の大部分が、地理的關係に支配されてゐる事は言ふ迄もない事ではあるが、而し吾々鳥取縣民は只それで簡單に片付けてはしまはれない。科學の進歩した今日、鳥取縣は鳥取縣の何かいいものがあるに違ひない。早い話が二十世紀梨の様なものがまだあるに違ひない恵まれないながらも「鳥取縣が一番いい條件を備へてゐる。鳥取縣民にさせる事が縣民性に最も合致してゐる」といつたものがなくてはならない。

纏つて鳥取縣の現状を生産・所得方面から調べて見ると、各種生産價格の全國に於ける地位は、農産四十五位畜産四十七位林産三十八位水産四十位礦産三十七位工産四十六位となつてゐる。道三府四十三縣中沖繩縣の上で四十六

位に位してゐる。而しこの順位は生産價格の總體數であるから今之を一世帶當り人口一人當りに直して見ると、その何れも全國平均の約半數位になつてゐる。これで度々水害に見舞はれたら、鳥取縣民の財政がよくなる筈はないと思はれる。

由來鳥取縣民の大部分は農業に依存してゐて又この方面には熱心でもあるので、農林畜産等は他府縣に比べて決して遅れては居ない。むしろ他府縣に優つてゐる部分が澤山ある。要は工業がないのだ。工業が起らないから生産所得が僅少なのだと思ふ。

其の證據には昭和元年から十一年度に至る十ヶ年間の廣島稅務監督局管内所得指數を見ると昭和元年を一〇〇%として管内各縣共昭和七年度が景氣のどん底を示し、廣島縣の七二%を最高に山口六〇%岡山五七%鳥根四八%愛媛六〇%鳥取縣の最少四六%となつてゐる。それから次第に景氣がよくなつて昭和十一年度には廣島は一〇一%を示し、其の他各縣とも八〇%前後

に所得が增加して來てゐるのに、獨り鳥取縣のみが六七%と云ふ僅少なパーセンテージを示してゐる。恐らく十二年度十三年度は其の懸隔を一層甚しくして居ると思はれる。なせかうなつてゐるか、これは工業生産額の僅少な爲であると思はれる。

凡そ物をつくるそれ／＼の分野の中で、最も利潤の外いのはどこであるかと云ふと、それは原材料に加工する即ち工業の分野が一番利潤が多い。手近な例で見ても米と酒・綿と綿織物・木材とバルブ・鋼と鐵製品等何れの物について見ても原材料を賣り出すもの製品を賣出すものよりも加工するものが(素よりそれにはそれ相當の努力は要するが)一番利潤が多いと言へる。

然るに鳥取縣は從來原材料生産品の大部分が粗材の儘移出せられ、その粗材を以て他府縣で加工した製品を、倍價或は數倍價に賣出してゐるのだ。これではとても本縣の經濟力がよくなる筈はない。然し又このやうにしてゐても他方にその代りとして粗材を移入して製品にして移

出するものが澤山あればいいが、そんなものは殆んどない。鳥取縣振興は工業振興による他に方法はないと斷言しても憚るまい。

人々はよく言ふ。鳥取と云ふ所は金が蓄るとすぐ商賣をやめて、銀行利子で悠々自適の生活を送る所だと。果して全部その通りだとは言ひ兼ねるが、とにかく企業心の旺盛な所とは言へない。それを知るには一番金融機關を見る事だ。鳥取縣の金融機關の大部分は鳥取縣民の預金の半額以上を他府縣民の企業資金として縣外に流出してゐると想像出来る。言ひ換へれば鳥取縣の預金者は、安心ではあるが僅少な利子を貰つて預金し、其の金は他の方で其の何倍かの利潤を生んで大いに活動してゐることになる。惜みてもあまりありと言はざるを得ない。

人はまた言ふ、鳥取縣で工業を起して成功したものはない。皆不成功に終つてゐる。いくら工業を起しても駄目だと。果してさうであらうか。其の不成功に終つた事には鳥取縣が工業に及ばないと言ふより他に不成功に終つた事もない。

つともつと大きな原因があるではなからうか。北は北海道、東北地方、南は臺灣九州、我が國至る處何處の地方にも凡ての惡條件を斥けて各縣競つて工業を興して居るではないか。特に東北地方に最近すばらしい勢で勃興しつつある各種工業を見る時、何で獨り鳥取縣のみが出来ないと言ふことは斷じてあり得ない。要は研究だ、努力だ、忍耐だ。

鳥取縣の縣民性を批評する他府縣人の聲をよく聞く。鳥取縣人は決して敏捷ではない。所謂眼から鼻に抜けるを云つた型の方ではないが、辛抱強い一意貫行とても云ふか、どこまでもやり通すといつた所のいい性質を持つてゐるといふのである。この縣民性こそ工業に最も適してゐるではあるまいか。殊に精密工業等に最も必要な條件だ。此の條件こそ需めんとして需め難い本縣特有の大きな工業資源だ。

鳥取縣は裏日本に位して交通便ならず、消費大都市に遠隔な歐洲のスキスに似てゐる。スキスの令は素より一朝一夕にして生れたもので

はないが、あの行き方即ち容積小に、で内容豊富なる技術を賣る工業、それも品種の多くは望まない二三種乃至數種の、「鳥取縣のものが一番いい、鳥取縣でなくては出来ない」と云つたものが欲しい。例令ば本縣各地に埋藏する砂鐵を原料とする特殊鋼をもつてする精密機械工業の如きは最も有望なもの一つではなからうか。其の他木材を原料とするパルプ工業、ベニヤ板工業から突板應用の高級家具指物工業、軍需精密鐵工業、高級農機具製作工業、或は又アルミニウム・澱粉・醸造・植物油・肥料・製紙等の化學工業に屬するもの等、土地、勞力、水其の他工業的要件から眺めて適當なる地域もある。東亞建設の大業着々進行し、支那に滿洲に販路は開け、産すれば必ず賣れる品物は澤山ある。國を擧げて生産力擴充の秋だ。興せ工業を、鳥取縣の爲に我が皇國の爲に。



旱害地旱害應急  
措置補助規程に  
ついて

本年夏季に於ける旱魃は實に稀有の事柄で、戦時體制下に處し農産物増産計畫の折柄、稲作その他、旱害の影響による被害は相當に上るので米穀の生産確保を期するため、政府は旱害地灌漑應急措置助成の途を講せられたのである。

本縣に於ても政府のこの方針に基き、九月十日告示第五百八十五號を以て旱害地灌漑應急措置補助規程が發布せられたのである、次にこの補助規程の大體につき記して参考に資することにする。

(一) 補助金交付施設

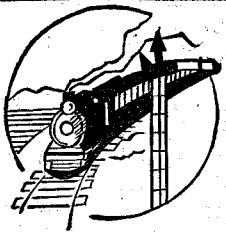
1. 知事の適當と認むる團體の施設せる、揚水機及其の附屬物件の購入費又は借入費揚水機に使用せる燃料購入費又は電力料費、但し既設揚水機に使用せるものについては、既往三ヶ年間に於ける平均使用量を超過せる分に對しこれを認む。
3. 知事の適當と認むる團體の施行せる掘井戸その他の用水施設工事費。

(二) 補助金の標準

1. 前記第一の施設費用に對し、その購入費又は借入費の二分ノ一以内。
2. 同 第二の施設費用に對し、その購入又は電力料費の五分ノ一以内。
3. 同 第三の施設費用に對し、その工事費の三分ノ一以内。

(三) 申請の手續その他

1. 補助金の申請書は所定の様式により、豫定書(所定)を添付し市町村役場及臨時水災復興事務耕地整理派出所を經由して本年九月三十日まで提出することになつてゐる。
  2. 法人の場合は、當該事業に關する收支豫算書の添付を要す。法人にあらざる團體の場合は代表者を定めその代表者たることを證する書面の添付を要す。
  3. 措置終了したるときは、所定の様式による届書に精算書及成績書(所定)を添付して本年十月十日までに提出することになつてゐる。
- 補助金の交付を受けんとするものは事務所を設けて措置の狀況費用の收支その他措置に關する事項を明にせる書類及帳簿を備へて何時當該官吏の検査を受けても差支ない様に準備して置かねばならぬ様式その他必要事項は臨時水災復興事務耕地整理派出所及市町村役場につき問はせて下さい。



歸還將兵の

歡迎について

支那事變は長期の建設、持久戦に入り蒋介石が一地方政權に凋落しても容共、抗日の政策を更めず、又第三國がこの蒋介石の政策を援助して新東亞の秩序を阻害し、日滿支三國の互助連環の關係に於て東洋永遠の基礎に危害を及ぼす惧れある間は決して支那膺懲の手は緩められないのであつて、帝國はこの不動の鐵則によつて事變行動は何時までも繼續強化せられるのである。

斯の如き状態にあるので將來將兵の歸還者ある場合に於ても未だ聖戰途中で、純然たる凱旋にあらざればこれが歡迎については、その歡迎するもの大に心すべき事柄であつて一切の虚禮や御祭り騒を排するは勿論、總て精神的に

且亦辭なる環境裡に、眞に心より歡迎すべきであると思ふ。

この度軍部の方針に基づいて、その歡迎の方法が次の如く定められたのであるこれにより一般の方々は克くこの趣旨を理解せられ、充分徹底を期せられんことを望む次第である。

(一) 歸還兵を迎ふる一般方針

- 1 歸還兵の歡迎竝に慰問等は物質的歡待を避け精神的に而も嚴肅に實施し國民聖戰遂行熱を冷却せしめざる如く指導すること。
- 2 所謂「凱旋氣分」「御祭騒ぎ」を絶対に排すること。
- 3 防諜に萬全の努力を拂ふこと。

(二) 鐵道輸送中の歡迎

- 1 停車驛と雖汽車の沿道又は驛に於ける團體の歡迎へ及父兄との面會は許されざること
- 但沿道、田畑、工場等よりその附近に在る

- 2 者がこれを歓迎するは可なり。時宜により一部の代表者に出迎を認むることあるべし。
- 3 但その時刻は最寄り驛長より通知す。停車場に於ける各種婦人會等の奉仕はこれを認む。

(三) 下車驛に於ける歓迎

- 1 「フオーム」入場者は各團體長のみ最少限とす。
- 2 到着時刻の通報は従前の例による。
- 3 各種團體が沿道に排列歓迎することは従前の如くである。
- 4 但餘り大袈裟にならざること。
- 5 各種團體の歓迎には、幟を廢し小國旗を用ふること。
- 6 父兄は「フオーム」に入場せしめず、又驛附近に於て一切面會を許されず従つて父兄が驛に出迎ふことは意味をなさざるを以て充分これを徹底せしむること。

て充分これを徹底せしむること。

(四) 市町村及父兄の歓迎、出迎

- 1 市町村等にて大「アーチ」の如きものを建設することは差控ゆること。
- 2 市町村代表或は父兄が遠隔の地より下車驛又は除隊當日營門等に出迎へ殺到し所謂「戦終りての凱旋」の如き歓迎は廢止し、召集を解除せられて市町村最近の驛又は町村の境を超ゆる時に始めて精神的の歓迎をなすこと。
- 3 召集解除は本人より各家庭に通知せしめ各家庭より役場に通知するものとす。
- 4 市町村に於て行ふ歓迎會は極めて簡素にして精神的に行ひ神前報告に止むること。
- 5 歓迎會の席上防諜上の問題を惹起せる例多し特に留意のこと。
- 6 各家庭に於て祝宴等を催すことは、戦死者の遺族にも思を效し禁止せしめらるること。

- 6 歸郷者は市町村に入らば直に神前報告、祖先墓參、廻禮、遺族訪問等をなしたる後家庭に入る様、あくまでも日本武人らしき振舞を指導すること。
- 7 他の例によるに召集解除後相當時日を経たる後なれば、歓迎會等差支なしと考へ各種の名目の下に歓迎宴を催す傾向あり特に注意のこと。

(五) 面會

- 1 前述の如く沿道及下車驛に於ける面會は一切許されざること
- 2 面會を許さるる日時は夫々本人より各家庭に通信せしむ。
- 3 その通信文には「面會許可の證」とあるを以て面會者は必ずこれを持參すること(各家庭に一人)又召集解除せらるる者には面會の際除隊用の被服を携行すること。
- 4 面會に際しては飲食物は絶対に營内持入を

歸還兵歸郷に際しては絶対に土産物等の配付をなさざる様、軍に於て指導せられ居るを以てこの點充分徹底せしむること。

(六) 土産物の廢止

- 4 右の如きを以て通知なき家庭が兵營に面會に行かざるも、無意義なるを以てこの點充分徹底せしむること。
- 5 將校と雖特例を認められざること。
- 6 市町村長、在郷軍人分會長も右に準ず。

(七) 摺挨拶及講演

- 1 歸還後市町村長、在郷軍人分會長等にして歸還將兵に摺挨拶に行かざることは暫く見合はすこと。
- 2 歸還將校等に對し講演等を依頼することも暫く見合はすこと。



3 歸郷せる將兵に對し講演をなさしむること  
 は之を遠慮すること。  
 但特に之を希望する場合は必ず聯隊區司令  
 官の許可を受くること。

(八) 防諜に就て

諜報(スパイ)は凡ゆる間隙を狙つて我が現地  
 内地の軍隊の機密は勿論、産業、經濟、交通、  
 通信、運輸、治安狀況などを調べようとしてゐ  
 る。

『恐るな外敵 恐れよ間諜』で之等の秘密が洩  
 れると否とが戦争の勝負に、事變の前途に重大  
 な影響を及ぼすのである。殊に將兵歸還の場合  
 等には最も活潑にスパイ暗躍するのであるから  
 歸還する將兵は勿論であるが、之を迎へる一般  
 民に於ても特別防諜に意を用ひ軍の行動、その  
 他秘密のことは萬一之を耳にしても絶体に洩し  
 てはならない。不用意にそんなことを洩して苟  
 くも法に觸れるやうなことがあつてはならない

『護る一言 手近な國防』で防諜は銃後國民の  
 重大義務である。



農機具の生産配給統制と

製造業者の組合加入

農機具の生産及配給を統制する爲、鐵鋼の割  
 當及之により製造すべき農機具の種類別數量を  
 揭示することになつたので、農機具關係工場の  
 組合であつて未だ日本農機具工業組合聯合會に  
 加入してゐない組合は之に加入し又農機具製造  
 業者で工業組合を組織してゐないものはこれを  
 組織して聯合會に加入することとなつた。

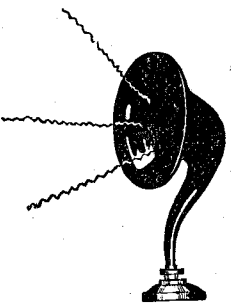
今回の統制すべき農機具とは左記の諸品目及  
 それ、農機具にのみ使用せられる部分品であつ

イ、野鍛冶が製造するもの  
 ロ、原動機ポンプ、薪炭ガス發生機、トラク  
 ター等の汎用機械  
 は、この農機具に屬しない。

○統制實施の農機具

犁、秣切器、動力耕耘器、碎土器、堆肥用器、  
 肥料粉碎器、肥料配合機、肥料撒布器、作畦機  
 播種機、中耕除草器、土人鋤簾、噴霧器(養蠶  
 用消毒器を含む) 藥劑撒粉機、誘蛾燈、簡易撒  
 水器、脱穀機、脱穀選別機、麥摺機、籾摺機、  
 籾摺選別機、唐箕、萬石(縦線選別器を含む)  
 穀物乾燥器、俵締機、精米機、精麥機、麥挽割  
 機、藁打機、製繩機、繩仕上機、製荳機(菰編  
 機を含む) 選果機(選別機を含む) 大根切機、  
 芋切機、干瓢切機

△ △ △



大日本  
體操

帝國は今や東亞新秩序の長期建設體制を以て  
 進んでゐる重要な時期に於て、年々の壯丁検査  
 に現れた國民の體位が漸次低下しつとあると云  
 ふことは、實に國家將來の爲に寒心に堪へない  
 處であつて、政府に於てはこれが救済向上の爲  
 に種々な方策施設を實施せられつつあるのであ  
 るが、今回制定せられた「大日本體操」も全く  
 その一つなのである。

機械文明、物質文明の進歩は國民をして追々  
 運動から逃避せしめ、又勞働する者に於てはそ  
 の運動が一部分に逼して全身的調整に不足を生  
 ずる傾向にある。この運動不足を少時間を以て  
 補ひ、一方的偏りを矯正し、進んで健全な體格



を練成するには體操に及ぶものはない。  
 スウエーデンやデンマーク等の國民平均壽命が過去五十年近くの間に於て約十年延長されたと云ふのは、我が國の學校體操にも取り入れられたスウエーデン體操、デンマーク體操が國民生活の中に織り込まれた爲であると云はれてゐる。

近年來我が國にもフヂオ體操が普及せられて全國的に實施せられてゐることは誠に喜ばしい次第であるが、今度の大日本體操は厚生省に於て、現下の非常時局下に於ける國民体力向上の最も有力なる一方策として之を全國に普及し、全國民をして之を實行せしめようとするものであつて、この體操の制定に當つては厚生省、陸海軍省、文部省の當局者並に我國體操界の權威者を網羅した體操制定委員會を設け、約三ヶ月間二十數回の會同をなし、理論と實際に互る熱心な研究審議の結果成案を得たものであつて、

現時に於ける最も理想的なものと云ふべきであるから、一日も早くこれを全國に普及して國民残らず實行することにしたものである。

大日本體操は「大日本國民體操」「大日本青年體操」「大日本女子青年體操」の三種であつて、

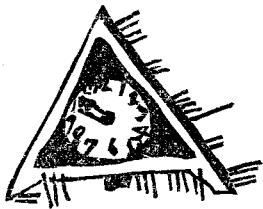
「國民體操」は國民全般を實行の對象として考案されたものであつて、老人も子供も男も女もやれ、場所も家の内外いづれでもよく、又個人でも團體でも實施が出来、服装も何等の制限なくやれるやうに注意されてゐる。體操種目十四一回所要時間約三分二十秒である。

「青年體操」は發育期に於ける青年の心身を眞に修練し、體操によつて身體を造り上げようとするもので、これが爲には時間的にも材料的にもこれだけでは必ずしも充分とは云ひかねるのであるが、我國の實情に即して青年の身體修練上必要缺くべからざる二十の材料を採擇し列し

約四分二十秒で實施出来るやうにしてある  
 「女子青年體操」は女子にふさはしい容姿の端麗、動作の輕快を修練せしめる巧緻的な、又敏速優美の運動を採擇すると共に、淑かさの中にも凜乎たる強さと持久性を要求し、新日本の女性として要求さるべき充分の體力を養成する目的から、相當鍛鍊的努力的なものを多く採り入れてある。運動は跣歩足踏から始まり、最後の呼吸運動まで十八の運動の間に八つの体の運動特に腰腹部胸部背部の運動に主力を注ぎ、相當全体的には運動量が大きになつてゐる。

大日本體操がやがて全國に普及し、一億國民に依つて均しく實踐せられ、それが國民生活の中にまで織り込まれて來れば、必ずや國民の體力は改造向上せられ、平均壽命は延長され、實に強力なる日本國民を造り上げることになると信ずる。  
 國民各人が毎日數分の時間を割いてこの體操

を實行することによつて、國民はいつまでも若々しさを保ち、生活力を旺盛にする。この僅かの努力こそ國民が國家に對する。やがては大きな御奉公となるのである。



日曜日に際會した  
 興亞奉公日に就て

興亞奉公日の設定は政府の方針に準據して、曩に知事から告諭を發せられたので、沿く縣民は一人洩れなく實踐躬行せられ、克くこの時艱を克服して聖戰所期の目的を貫徹し以て東亞新秩序の建設を完成せねばならないのである、この興亞奉公日設定の趣旨や實踐項目等について

は本報第十八號に記したので、その第一回の九月一日にはこれが設定の意義徹底に努め奉公の誠を效されたことと思ふが。

この奉公日が日曜日に際會した場合に於て、當日業を休む處の官公衙學校、銀行、會社、工場等に在つては、當日殊更に出勤、出校せしむるに及ばず休日としての興亞奉公日を意義あらしむるに努むることに決定せられ内閣、内務及文部兩省次官より通牒があり、縣に於てはこれに基きそれ／＼關係の方面にその旨通牒を發し特に市町村に對しては部落、町内會或は伍八組什人組等の組織の活動を促進し、この組織を通し専ら地域的の實踐に當らしむることになつた



### 白米食は 何故いけないか

(白米食問題の二)  
白米食の弊風は既に數百年の久しきに亙り、その害禍は汎く國民の健康を脅し、或は體位の低下を招來し、食米の白禍は白糖、白粉と共に夙に日本の三白禍の一に擧げられ、就中白米食は其の最たるものとして、國民保健上極めて重大な衛生問題で有ります。今や國民精神總動員の非常時局に當り、茲に國民民主食たる食米の改善を提唱し、官民協力舊來の悪習を打破し正しい食米を推奨し、健康の増進と體位の向上を圖り、併て食糧經濟に因る國家重要資源を愛護し以て國策に順應するやう努めねばなりません。では、何故白米食は不可ないかと云ふに從來の精白米は其の精白が過度な爲に質的に天與の米の重要な榮養分を著しく失ふばかりでなく、量的にも國家の重要資源で有る糧食を浪費し、主食としての價値を大に低めて居るので有ります。今少しく之を詳述しますと、白米食の缺點は次の如き事項であります。

(2) 從來の食米即ち白米は其の榮養的價値を度外視して外觀のみに重點を、置き唯無闇に白く見せ又舌觸り良いことに腐心し必要以上に精白し、更に之をより以上に白く見せる爲に化粧粉を混じ、純白雪の如き精米を上白として歡迎したのであります。斯くの如く過度の精白をする時、米の搗減りは七% (陸軍糧秣本廠香川章三博士) 乃至九% (有本邦太郎博士) に及ぶのであります。糠として分離された部分には純糠分の他、米の芽即ち貴重なビタミンBを含む胚芽及び米の實質が屑米として空しく捨てられて居りますが、是等貴重な米の榮養分は單に糠として扱はれ、其の損耗量は搗減量を七%として考へる時本縣だけでも一ヶ年略四萬七千石の大量となり、本邦産米七千萬石として考へるとき實に四百九十萬石の巨額に達し、縣民五十萬を略十年間賄ふことが出来るのであります。

(3) 搗粉を入れて搗いた米の糠は胚芽、碎米等

(4) 食米の重要成分を多量に含有して居りますが、同時に多量の搗粉を混有して居ります。爲に牛馬の飼料としても肥料としても、又漬物の原料糠としても種々の價値を低下して居る結果、日本は毎年之に代るべき糠を印度や支那から三百萬圓と云ふ多量に購入して居るのであります。斯くして精白された食米は米の生命であり又ビタミンの倉庫である胚芽を失ひ、重要な榮養素たる蛋白質燐及鎳物質に富む米の上層を削られ、瘦せ衰へた蒼白色の米となり、其の榮養分も非常に減少して居るのであります。

(5) 混砂精白米は搗粉、化粧粉、糠分等を混入して居る爲之等を洗去る目的の下に充分淘ぎ洗ひをせねば炊飯することが出来ないのであります。斯くの如く過度の淘ぎ洗をした精白米の御飯にはビタミンBは皆無であるから、大人や乳幼児の脚氣病を誘發し、又乳幼児の榮養障害を起し發育を阻害する

のみならず遂には死に致らしむるものある  
為國家國民の蒙る損耗危害は言語に絶する

ものがあるのであります。

▽食米の過度精白による栄養價比較

(註、全量を100とするとき)

(有本邦太郎博士)

種別	蛋白質	脂肪	含水炭素	纖維	維灰	分
玄米	八、〇六%	三、〇〇%	七〇、五二%	一、六四%	一、二四%	
胚芽米	七、九九	一、六〇	七三、六二	〇、九四	〇、八三	
七步搗米	七、五四	一、〇〇	七五、三六	〇、五五	〇、三九	
無砂搗白米	六、七二	〇、六〇	七六、九〇	〇、三五	〇、三四	
混砂搗白米	六、〇八	〇、三一	七七、九九	〇、三七	〇、二二	

▽食米の過度精白による栄養價比較

(玄米を100とする時の各成分)

(佐伯 矩博士)

種別	蛋白質	脂肪	含水炭素	無機質	ビタミン(B)
玄米	100%	100%	100%	100%	100%
精白米	八三	八〇	九四	三四	一

▽本邦産及び本縣産の食米に對する搗減量

種別	石	數	混砂白搗減量七%	七分搗々減量三八%	混砂精白米ヲ無砂七分搗米ニ改ムルコトニヨリテ得ル利益
本邦産米	七〇、〇〇〇、〇〇〇	石	四九〇〇、〇〇〇	石	二、二四〇、〇〇〇
本縣産米	六六五、〇〇〇		四六、五五〇		二一、二八〇石
本縣食米	四六〇、〇〇〇		三一、二〇〇		一三、七二〇

▽淘洗に依る食米栄養價の減損百分率

(佐伯 矩博士)

種別	蛋白質	含水炭素	脂肪	無機鹽	ビタミン
不淘洗玄米	100	100	100	100	100
不淘洗精白米	100	100	100	100	100
淘洗精白米	100	100	100	100	100



### 本縣に於ける物と商店の 臨時國勢調査書類の進達 は全國で第十位

過る八月一日現在を以て全國一齊に施行せられた、所謂物と商店の昭和十四年臨時國勢調査申告書は豫て―内容の正確―進達の迅速―をモットーとして、市町村に於ける調査關係者を督勵しその萬全に當つたのであるが、市町村からは八月末日までにそれ／＼縣廳に申告書を送り届けられたそれにより鳥取縣臨時國勢調査部では全部員が不眠不休の努力をなし全部の審査を終り郡要計表縣要計表等を作製し、去る九日關係書類一切を直に内閣に發送の手續を取つたのであるが、この度縣に入つた通知によると本縣の到着順位は全國で第十位を占むるに至つたのである。

本調査の書類は何分大部なもので、その重量たしても六七十貫に及びこれを鐵道貨物便で

發送しても又小荷物扱で發送しても相當の日時を要するので、關東地方の如き帝都近縣に比すれば地の利を得てゐない關係から、順位が右の如くであつたことは止むを得ない次第である。然しこの様な成果を收め得られたことは全く縣下市町村關係者は勿論一般縣民が、時局下に於て本調査の如何に重大意義を有するかを克く知悉せられて、凡ゆる奮闘努力せられし結果に外ならないのであつて、將來に於ても一層の協力により本縣各般統計調査の成績向上を期したいものである。

### 燃ゆる赤心

貯蓄で示せ



### 「つはもの」 の眞情

(軍人の家族として 一)

日本臣民たるものは事ある時に際して家を出ては家を忘れ、國を出ては身を忘れ、海行かば水漬く屍、山行かば草むす屍と、死を視ること歸するが如きであるはもとよりその本懐とする所でありまして、家に残る親や妻子に未練のあらう筈はないのであります。

さりながら「つはもの」とても人は矢張り人であります。親子の情、夫婦の愛、これみな人倫の基でありますから、百戦不撓の勇士にも一夜戦ひ終へてまごろむ露營の夢に、あるひは晝の激務を了へて一人靜かに眺むる異境の月にも想ひは故郷を辿る又自然ではありますまいか

まして、吾を慈み育て給へる老いたる母の、腰も健氣に立ちも得で、明日の糧にも困り給はんかと思ふ時、或はかよわき妻が幼けなき兒を育てつつ、病になやむさまを憫ぶとき、又ひとしほ心にかかる事でもありませう。明日をわからぬ我身なればこそ、殘して來たもの共が果して己れに代りて祖先の祭を絶すことなく、家を立派にもりたてて行くであらうか、健氣にも留守を護りくれよと、神佛にも念ずることでもありませう。されど此の想ひは、いよ／＼身を挺して立働く時さつと消え去り、唯大君の御爲と思ふ所に、日本の「つはもの」の眞情があるのであります。

大君のみことかしこみ礎にふり

うなばらわたる父母をおきて

この萬葉集の歌は遠き昔、支那朝鮮に對して九州を守る爲に行く防人が、召されて遠く出で立つ眞情を詠んだもので、親に對する「ますらを」の心を遺憾なく言ひ現はされたもので、ありま

この外防人が出征途上に、或は陣中に母を想ひ妻を偲んだ情愛の濃やかな歌が、萬葉集に數多く載せられて居るのであります。母を戀ひ妻を偲ぶ「つはもの」の心情は、時を隔てた何時の世にもなまなくしく吾々の胸を打つものがあります。

戦場で戦死する勇士が、時に「お母さん」と呼んで死んで行くのであります。ありし日の母の胸、母の乳房の匂ひが、死の直前に蘇つてくるのであります。それもその筈、母と子夫と妻、それは魂と魂とのつながりであるからであります。

泣いてくれるな出船の時に

沖で櫓權が手につかぬ

といふ俗謡があります。勇んで漁に出て行く漁師の船出の喻へで、後顧の憂があれば出先の活躍も鈍るといふ人情の機微な所を、端的に實によくうがち得た諺だと思ふのであります。

「つはもの」の心情も亦この通りで、鬼をもひくも勇將猛卒とても、残して置いた軍族の事は

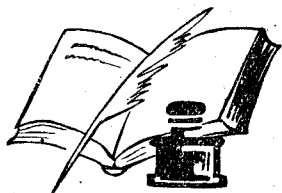
念頭から決して離るるものでないのみか、その心が直に勇士の脳裡に響くのであります。影の形にそふやうに。

この「つはもの」の眞情を考へましたならば留守を護る母や妻がどう心懸けねばならぬかは自ら明になる譯でありまして、そんなことがありまして前線にある夫や子に、不安な思ひをさせない事が何よりであります。銃後の模様は直ちに前線に反映して、士氣の振否、さては戦さの負け勝ちに大きな影響をもつものであること、つゆ忘るべきではないと信ずるものであります。

世界大戦に於て赫々たる戦果を収めたあの獨逸國が、どうして戦敗の憂目を見たか、それは一に銃後に於ける婦人の悲鳴が基なのであり、又今日隆々たる復興獨逸の姿を見るに至りましたのも、獨逸の婦人が、これではならぬと目覺めた結果に外ならぬ所を見ましても、婦人の力が國の盛衰消長に如何に大きな影響を持つものであるか、知ることが出来ます。

かくも家庭に於ける婦人の心が、先前銃後に及ぼす力の大きなを思ひますとき、今日この聖戦を貫徹し得るも得ざるも、亦婦人の力に俟つもの極めて大きいものがあると云ふよりも、寧ろ女の力如何によるといふも過言ではありますまい。

「つはもの」を遠く聖戦に送つて、故郷に家庭を護つてゐる婦人達は、この度の戦が長期に互れば互る程、いよ／＼眞剣に日本人としての國民的使命を考へ、又祖先以來の努力に反省してその信念を固くすると共に、各自の責めの如何に重いかを自覺して、銃後の護りを全ふすると共に、戦地にある夫や子に對してその心を安んじてお國の爲に活躍できるやうにすることが如何に大切であるかがわかります。



### 三極密植促成

### 栽培の必要

三極(みつまた)の需要は益々増加の傾向にあつて、現在本縣で消費する製紙原料三極は約八十萬貫を要して居るのであるが、その内縣内生産額は僅に約三十萬貫で、約五十萬貫は縣外から移入しなければならぬのである。然るに事變以來我が國の需要額は激増し、特に内閣印刷局では白皮七千萬貫(全國生産額の三分の一)の確保を要求せられてゐる状況であつて従つて、各府縣からの移入は非常に困難になつてゐるのである。本縣としてはどうしてもこれが増産について大いに拍車をかけなければならぬ。従來本縣の三極栽培の様子を見ると、多くは

山間の空地に極めて原始的に栽培せられてゐるのであつて、植付後は殆ど放任せられて自然栽培の觀がある。従つて收量も少く收穫も三四年を経過しなければ出来ない有様で、之が急激な増産は到底不可能と見ねばならない。

依つて本縣では昭和十二年度からこれが密植促成栽培の計畫を樹て、一定面積に植付本數を増加して肥料を施し、收穫年限を短縮してその收穫を増加すると共に、栽培地の轉換をはかつて忌地の害を除き、且つ收穫年限の短縮によつて價格の變動による危険を少くする策を勸奨してゐるのである。

三極は大体下底に石礫を有する所謂礫質壤土に適し、且つ北面傾斜地又は樹蔭地等にもよく生育するものであるから、山間の適地を有する縣民各位の努力によつて、この増産達成を企圖せられんことを希望する次第である。



ガラス屑を  
ガラス壘

破損したら仕末に困るがガラスの屑も亦再生して使用することが出来る。板ガラス工場では自工場の循環屑を用ひて、他所のガラス屑は殆んど使はないが、製壘工場、ガラス器具製造工場では自家屑の外に平均三割位の蒐集屑を使用し、この蒐集屑は全國で五十萬疋と云はれてゐる。

一方ビール、サイダー、ラムネ、洋酒、和酒化粧品、藥品等の空壘はそのまま再使用が出来ずにビール、サイダー壘は七割まで回収せられ残り三割の中には醬油壘など自宅使用のものに轉用されるものもあり、破損するのは割合に少い。ビール壘について見ると、一年の壘詰用ビール醸造高と二百萬ヘクトリットルとすれば、これに要する壘は二億五千萬本、回収されるも

のは一億七千五百萬本、金額にして、七十五萬圓、輸出分に別として一ケ年の補助用ビール壘の製造高は大体七千五百萬本で足りる勘定になる。

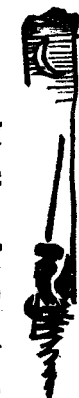
然るに今や國內には目下壘類が甚しく不足してゐるのであるが、これは元來支那は水質が非常に不良であり、その上悪疫が流行するので我が軍では飲料に惱まされることが夥しい。そこでこれが補給の上からもビールや清涼飲料を多量に送つてゐるのでその爲にも壘の需要は激増するのであつて、一方又生産の方面からはガラス製造の主要原料たる硅砂は我が國には豊富に存在するのであるが、その製造に是非なくてはならぬものに統制品があるので製壘が思ふやうに運べないのである。言ひかへれば需要は増す一方であるに製造がこれに伴はないのである。お互空壘やガラス屑を大切に屑屋に賣却し、國策に即應するやう努めなければならぬ。

九月十三日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左ノ如ク  
週報第百五十二號掲載内容

- 一 歐洲動亂と帝國の態度
- 一 歐洲戰爭と我が經濟界
- 一 戰端開始と各國の動向
- 一 獨佛國境の要塞
- 一 蒙古新政權の成立
- 一 大日本體操の制定
- 一 寫眞週報第八十二號掲載内容
- 一 燃えあがる歐洲
- 一 ゆるぎなき滿洲國
- 一 近代滿洲姫—新京
- 一 開拓地は子供の歌で明ける
- 一 邊土に生まれき新文化 チチハル
- 一 つくるからだは御國のため
- 一 再出發の道は明るく
- 一 司法保護事業法實施
- 一 家庭救急箱
- 一 あゝ齒が痛い!

(本紙四倍大ノ委シイ大日本體操  
圖解ガ附録トシテツイタイムス)

齒痛の手當は?



政府への金賣却者

(昭和十四年五、六月分)

品名	数量	賣却者住所	賣却者氏名	品名	数量	賣却者住所	賣却者氏名
羽織紐破損品	七點	東伯郡八橋町	徳本二郎	冠	四	東伯郡八橋町	榎田みつ
時計	壹箇	全	黒川市藏	簪	參	全	柏いわ
全	壹	東伯郡赤碓町	山崎忠良	指輪	壹	全	全
指輪	壹	東伯郡八橋町	新久野	指輪	貳	全	島崎政雄
羽織紐	壹	全	全	時計	貳	全	全
眼鏡	壹	全	全	指輪	貳	全	全
時計	壹	全	香川賢人	時計	貳	全	杉本君
眼鏡	壹	全	原淳	指輪	壹	全	櫛井しん
指輪	壹	全	全	時計	壹	全	櫛尾菊野
ネクタイピン	壹	全	全	一分古銭	壹	全	戸田利源太
指輪	壹	全	茶坂國太郎	指輪	壹	全	全
指輪	壹	全	全	指輪	壹	全	六尾タマ
指輪	壹	全	全	指輪	壹	全	全
眼鏡	貳個	全	榎田みつ	指輪	貳	全	全
指輪	壹	全	全	指輪	壹	全	全

昭和十四年九月廿二日印刷  
昭和十四年九月廿二日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町